

倫理規程

当社は、金融商品取引業務を通じて、顧客や市場からの信頼を獲得し、積極的かつ創造的な質の高いサービスを提供する会社を目指すことにより、金融証券市場の健全な発展に貢献する。このため、当社ならびに当社役職員ひとりひとりが守るべきものとして倫理規程を定める。

1. 社会規範及び法令等の遵守

当社は、金融商品取引に関連するあらゆる法令・諸規則を厳格に遵守するとともに、社会常識や倫理感覚を保持して企業活動を行う。

2. 利益相反の適切な管理

当社は、業務に関して生ずる顧客や会社との利益相反を適切に管理し、地位や権限、業務を通じて知り得た情報等を用いて、不正な利益を得ることはしない。

3. 守秘義務の遵守と管理

当社は、法令または契約に認められる場合等を除き、業務上知り得た顧客情報や非公開内部情報を第三者に漏らしてはならず、その情報管理を徹底する。

4. 社会秩序の維持と社会的貢献の実践

当社は、金融商品市場を通じて社会秩序の安定と維持に貢献し、反社会的勢力とは取引を行わない。

5. 顧客利益を重視した行動

当社は、顧客の知識、経験、資力、目的などを十分に把握したうえ、顧客にとり最善となる利益を考慮して行動する。

6. 顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行

当社は、登録金融機関として、誠実かつ公正に業務を遂行する。中立的かつ専門的な立場からの適正かつ適切な情報提供および説明により、顧客の自己責任原則の確立に努める。

7. 資本市場における行為

当社は、法令・諸規則に定めのない事項であっても、社会通念や登録金融機関としての責務に照らして疑義を生じる可能性のある行為については、この倫理規程にもとづき、その是非について判断する。

8. 資本市場の健全性及び信頼性の維持向上

当社は、資本市場における登録金融機関としての社会的役割を自覚し、資本市場の公正性、健全性を損なうような行為を行わず、市場からの信頼の確保に努める。

セントラル短資株式会社